

個別付議基準

自己の業務の用に供する既存の土地利用を適正に行うための管理施設

都市計画法第34条第14号又は同法施行令第36条第1項第3号ホに基づき許可する、市街化調整区域内における自己の業務の用に供する既存の土地利用を適正に行うための管理施設について、下記のすべての要件に該当するものは、開発審査会に付議できるものとする。

記

1 申請者

開発許可を要しない自己の業務の用に供する既存の土地利用を行っている者が、その土地を適正に管理するための施設を設置する者であること。

2 申請地

自己の業務の用に供する既存の土地利用を行っている区域内であって、土地利用している区域と明確に区分され、100平方メートル未満であること。

3 予定建築物

- (1) 用途は、既存の土地利用を適正に管理する施設であって、事務室、休憩室、物置、便所とし、販売活動するものは含まない。
- (2) 規模は、平屋建てであること。建築物の延べ面積の合計は50平方メートル以下とすること。高さは、10メートル以下で、かつ、建築基準法に適合するものであること。

4 その他

他の法令等による許認可等が必要な場合は、その許認可等（見沼土地利用承認を含む。）が受けられるものであること。また、既存の土地利用において、他の法令を遵守していること。

附 則

この基準は、平成21年7月1日から施行する。（平成21年3月31日 都市局長決裁）

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。（平成27年3月4日 都市局長決裁）